

令和8年度裾野市農業委員会7月総会 議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日(水) 午後1時30分から午後2時00分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博						

4. 欠席委員

12	岡田 廣正						
----	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 原 義則 書記 勝又元美 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

7	鈴木 知華	10	渡邊 博美
---	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第 9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (2) 議第10号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
 (3) 議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
 (4) 議第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長
(杉山克己)

本日の総会に会長が出席できないことから、裾野市農業委員会規程第3条により、
 臨時の間、会長の職務を代行いたしますので、ご協力をお願いいたします。
 それでは、只今から令和8年度裾野市農業委員会7月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 鈴木知華委員、10番 渡邊博美委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に
 対する受理について 番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1～3

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第9号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 無し)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第10号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第10号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は市街化調整区域内にあり、面積は440㎡で、地目は公募、現況ともに畑です。

渡人と受人は親戚関係にあたります。

渡人は、平成17年に相続により申請地を取得しましたが、相続する前から実際の管理は受人が行っていました。

受人は所有する農地で主に露地野菜を栽培しており、子供の頃から親と共に申請地を管理していました。

今回、渡人が申請地から離れたところに転居したタイミングで、近くに住み、実際の管理をしていた渡人に贈与することで話がまとまり、申請に至ったものです。

申請地取得後の経営農地は約19,274㎡になりますが、必要な農機具は所有しており、経営する農地は適切に管理されています。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ないかと思います。

耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。

周辺農地への影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 　ここで、暫時休憩します。

【休憩 14時00分】

【再開 14時10分】

議 長 　それでは、会議を再開いたします。
ただ今の議第10号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

井上恭男委員 　申請地内に建物がありますが。

事務局 　申請地には昔建てられた納屋があります。耕作管理していた受人に確認したところ、建てたのは現所有者の親で、受人(現75歳)が子供のころから存在していたとのこと。

昭和51年10月12日の線引き前から存在していた建物として、建てられた当時は違反していないと考えられるため、今回この建物については不問といたしました。

なお、今後は老朽化も進んでいるため、取り壊す予定とのこと。物置を申請地

に建て直す際には、農業委員会に手続きが必要と伝えています。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第10号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地の現況は、田となっています。

渡人は、平成15年に申請地を相続しましたが、高齢により、管理に苦慮しており、売却を検討していました。

受人は、全国で太陽光発電事業を行っている法人です。

今回、渡人から受人に土地の買収について相談があり、合意し、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。

また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。

北側及び東側は道路、西側及び南側は農地に接しています。

雨水については、敷地内自然浸透です。申請地内は転圧を行い、隣地への土砂流失を防ぎます。汚水・雑排水はありません。

除草対策については、外周は防草シートを敷設し、内側は年に2回除草剤散布を行い、苦情等があった際は別途対応するとのことでした。

周囲にはフェンスを設置し、施設に立ち入りができないよう対策します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただ今の議第11号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第11号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局	はい。議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地の現況は、畑となっています。 渡人は、令和7年に申請地を相続しましたが、管理に苦慮しており、売却を検討していました。 受人は、全国で太陽光発電事業を行っている法人です。 今回、渡人から受人に土地の買収について相談があり、合意し、申請に至りました。 農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。 建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。 また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。 南側及び東側は道路、西側は山林、北側は宅地及び農地に接しています。 雨水については、敷地内自然浸透です。申請地内は転圧を行い、隣地への土砂流失を防ぎます。汚水・雑排水はありません。 除草対策については、全面に防草シートを敷設し、定期的に保守点検を行うとのことです。 周囲にはフェンスを設置し、施設に立ち入りができないよう対策します。 以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今の議第11号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
井上恭男委員	太陽光関係の転用で番号1と番号2はどちらも転用面積が1,000㎡を超えています が、条件は満たしているのでしょうか。
事務局	太陽光パネルの総面積が1,000㎡を超えた場合該当しますが、今回の番号1と番号2につきましては、どちらもパネルの総面積が1,000㎡を超えないため、該当となりません。
大庭清宏委員	管理できない農地が、太陽光発電敷地へどんどん広がっている。どこまで認めるのか、市の方で決まりごとがあるのか。
事務局	決まりごとはありませんが、個別案件ごと周辺農地への影響を確認しています。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第11号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局	はい。議第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 3 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 芹澤秀雄委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地の現況は、田となっています。 渡人は、平成 29 年に申請地を相続しましたが、遠方に住んでおり、管理に苦慮していました。 受人の住んでいる住宅が都市計画道路・平松深良線の収用対象となり、移転先を探していたところ、現在の住居と同じ行政区内にある申請地の売買について、合意し、申請に至ったものです。 申請地の農地区分は、第 2 種農地に該当します。 代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。 転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。 都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。 申請地の北側は宅地、西側は道路、東側・南側は農地に面しています。 宅地と農地との境には見切りが設置されます。汚水は合併処理浄化槽を経由して西側道路側溝に放流します。 以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の議第 11 号 番号 3 について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 11 号 番号 3 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第 12 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号 1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第 12 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号 1 利用権設定地は青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。 面積は、1,021 m²です。 貸人は、昭和 61 年に相続により農地を取得し、10 年ほど前までは仕事の傍ら土日に農作業を行い耕作していましたが、最近は管理しきれなくなってきました。 借人は、令和 7 年 12 月に新規就農し、水稻の生産を行っています。現在の経営農地は 3,699 m²ですが、経営拡大の意向がありました。 今回、借人から貸人へ相談したところ、話がまとまり計画の提出に至ったものです。 貸借後、経営農地は 4,720 m²となりますが、経験・技術についても問題はありません。 貸付期間は、10 年間で、使用貸借によるものです。 耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長

ただ今の議第12号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、ご了承いただきたいと思います。
ではこれをもって令和8年度裾野市農業委員会7月総会を閉会します。

令和8年7月10日 (会議録署名人)

7番署名人

鈴木 知華

10番署名人

渡辺 博美